

指定通所介護事業所
指定第一号通所介護事業所
重要事項説明書

社会福祉法人五城目やまゆり会
広青苑通所介護事業所
(特別養護老人ホーム広青苑デイサービス)

指定通所介護事業所・指定第一号通所介護事業所

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 第0572305746号)

1. 事業者の概要

経営法人の名称	社会福祉法人 五城目やまゆり会
法人代表者名	理事長 畠山 順太郎
所在地	秋田県南秋田郡五城目町上樋口字樽沢137番地
電話番号	TEL 018-852-5400 FAX 018-852-5011
事業所の名称	広青苑通所介護事業所
代表者名	管理者 一関 潤子
併設施設	特別養護老人ホーム広青苑（入居定員80名） ケアハウスいこいの里（入居定員15名） 広青苑短期入所生活介護事業所（利用定員10名） 広青苑居宅介護支援事業所

2. 事業の目的

この事業は、介護保険法の理念に基づき、その適正な運営を行うために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護サービス及び通所型サービスを必要とされるご利用者とその有する能力に応じ、可能な限り居宅において、心身ともに穏やかに自立した日常生活を営むことができるよう、適切な通所介護サービス及び通所型サービスを提供し、合わせて、ご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

3. 利用施設の概要

施設の名称	広青苑通所介護事業所 (特別養護老人ホーム広青苑デイサービス)												
施設種別	指定通所介護事業所 指定第一号通所介護事業所												
管理者	一関 潤子												
開設年月日	平成7年7月1日 (介護予防は平成19年5月1日)												
所在地	秋田県南秋田郡五城目町上樋口字樽沢137番地												
電話番号	TEL 018-852-5400 FAX 018-852-5011												
交通の便	JR奥羽本線～八郎潟駅下車～車で15分程度 秋田中央交通五城目線～五城目バスターミナル 下車～徒歩で20分程度												
敷地面積	21,137.95㎡(広青苑施設全体面積)												
建物床面積	4,728.44㎡(広青苑施設全体面積)												
建物構造	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建 ユニット棟増設：鉄骨耐火構造平家建												
利用定員	20名												
居室面積	142.62㎡ <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>デイルーム</td> <td>30.25㎡</td> </tr> <tr> <td>静養室</td> <td>35.00㎡</td> </tr> <tr> <td>作業動作訓練室</td> <td>33.12㎡</td> </tr> <tr> <td>介護者教育室</td> <td>15.12㎡</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>15.12㎡</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>14.01㎡</td> </tr> </table>	デイルーム	30.25㎡	静養室	35.00㎡	作業動作訓練室	33.12㎡	介護者教育室	15.12㎡	相談室	15.12㎡	トイレ	14.01㎡
デイルーム	30.25㎡												
静養室	35.00㎡												
作業動作訓練室	33.12㎡												
介護者教育室	15.12㎡												
相談室	15.12㎡												
トイレ	14.01㎡												
共用設備	食堂・浴室・事務室などは介護老人福祉施設と共用となります。												
その他	全てのトイレ・浴室にナースコールを設置しています。												

4. 営業日、営業時間及び営業地域

営業日	月～金（土・日曜日・年末年始・お盆・地区祭典などは休業日）その他は、毎月ご利用者にお知らせします。
営業時間	午前9時45分～午後4時00分
営業地域	近隣市町村全域

5. サービスの提供方針

当事業所においては、通所介護計画又は通所型サービス計画に基づき、常にご利用者の立場に立って介護サービス及び通所型サービスを提供いたします。

また、介護保険法や厚生労働省令などの趣旨と内容に沿い、介護支援専門員や地域の医療・保健・福祉サービスの関係機関などと綿密な連携を図りながら、総合的な居宅サービスの提供が図られるように努めます。

事業方針

- ① より多くの方にご利用いただけるよう、お一人おひとりの希望や思いにそった、個別的で特色のあるサービスの充実を図るとともに、ご家族や介護支援専門員、他の居宅サービスなどとの連携を強化します。
- ② 健康で充実した生活がおくれるよう、食事、入浴、健康管理などのサービスのほかに、生活リハビリや、楽しく季節感のあるレクリエーションなど、アクティビティ活動（心身と生活の活性化を図る活動）と、日常生活機能の維持向上の訓練を、積極的に行います。
- ③ 送迎バスの中も含め、ご利用者同士が気軽に交流を深められるようにし、次回の利用が待ち遠しくなるような環境づくりをします。

6. サービスの内容

要支援・要介護度に応じた居宅サービス計画（介護サービス計画又は介護予防支援計画）に基づき、通所介護計画又は通所型サービス計画を作成し、ご利用者、ご家族の同意を得た上で、計画に応じた介護サービス及び通所型サービスを提供いたします。

種 類	内 容
養護・ 介護全般	<p>お一人おひとりの心身の状態に応じ、自己決定と自立支援を大切に、日常生活の充実を図りながら、接遇させていただきます。</p> <p>また、重度の介護が必要な方や、認知症の方に対しても、適切な介護技術をもって対応いたします。</p>
食 事	<p>その方に合った昼食を原則として、配膳いたします。</p> <p>昼食時間は原則として12：00～としますが、時間・場所・食事内容などについては、希望や相談に応じます。</p> <p>また、それぞれの病態に応じた食事の提供もいたします。</p>
入 浴	<p>基本的には午前中に行います。</p> <p>なお、心身の状態に応じ、特別浴槽での入浴も行います。</p> <p>また、入浴が困難な場合は清拭を行います。</p> <p>入浴後に整髪、爪きりなども行います。</p>
排 泄	<p>心身の状態に応じ、トイレ誘導など適切な方法で排泄の自立を目指します。</p> <p>それが困難な場合はオムツなどを使用いただき、汚れた場合はその都度交換するなど、適切な時間と方法で交換を行います。</p>
体位変換	<p>心身の状態に応じ、適切な時間と方法で体位変換を行います。</p>
健康チェック	<p>看護職員が、バイタルサインなどにより、健康状態の確認を行います。</p>
レクリエー ション	<p>レクリエーション、外出、行事などを提供いたします。</p> <p>また、併設施設への訪問活動などへも参加します。</p>
機能訓練・ アクティビ ティ活動	<p>心身の状態に応じ、日常生活を送る上で必要な残存能力の維持・向上のための訓練、並びにアクティビティ活動を行います。</p>

種 類	内 容
送 迎	送迎を必要とするご利用者に対して、専用車輛で送り迎えをします。 必要により、車椅子やストレッチャーによる送迎も行います。
相談・援助	ご利用者、ご家族に対して、生活・介護・福祉用具などに関する相談・助言を行います。

7. 利用料

(1) 保険給付

下記についての詳細は別紙「利用料金表」のとおりです。

区 分	内 容
利用者負担	事業対象・要支援・要介護度に応じた介護報酬の告示上の自己負担額と、対象となる加算についての自己負担額との、合算額を支払っていただきます。

(2) 保険給付外（食費）

下記についての詳細は別紙「利用料金表」のとおりです。

区 分	内 容
食 費	食事の提供に要する費用（食材料費・調理費相当分）について、支払っていただきます。

(3) 保険給付外（特別なサービス）

下記については、その都度実費を、直接業者に支払っていただきます。

区 分	支 払 対 象
物品購入	出張売店で購入するおやつ、嗜好品などの代金 外出活動での買い物の代金
出前・外食	出前・外食の代金
レクリエーション	特別なレクリエーションや外出活動でかかる入場料・乗り物代などの料金

8. 利用料金の支払方法

利用料金は1か月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、25日までに以下の方法でお支払いください。

- (1) 施設窓口での現金払い
- (2) 下記指定口座への振り込み払い

秋田銀行五城目支店 普通389609 社会福祉法人五城目やまゆり会 特別養護老人ホーム広青苑会計
--

9. 協力医療機関

湖東厚生病院

院長名	波多野 善明
所在地	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保98番1
電話番号	018-875-2100 018-852-3737
入院設備	あり
協力契約の内容	ご利用者の必要な受診

ささき内科クリニック

院長名	佐々木 力男
所在地	南秋田郡五城目町鶴ノ木90-1
電話番号	018-855-1182
協力契約の内容	施設（特別養護老人ホーム広青苑）の嘱託医契約

10. 利用者の医療

(1) 病気やけがの治療は、利用日以外の日を受けてください。

ただし、当事業所においてサービス提供中に、状態の急変などの緊急事態が生じた場合は、ご利用者の希望する以外の救急病院への、救急車による搬送となる場合があります。

受診の際には、ご家族にも医療機関へ駆けつけていただきます。

なお、医療費は、その都度、直接医療機関に支払っていただきます。

(2) 医療機関への受診時の付き添い、通院・入退院の送迎、薬の受領は、緊急時以外ご家族の対応とさせていただきます。

11. 職員の配置

職 種	職 員 数	主な資格など
管理者	1名	
生活相談員	1名以上	社会福祉主事
介護員	3名以上	介護福祉士・ヘルパー
看護職員	1名	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1名（兼務）	(看護師・准看護師)
運転庁務介助員	1名	

1 2. 緊急やむを得ない場合の対応

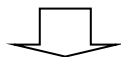
当事業所においては、ご利用者お一人おひとりを敬愛し、プライバシーと人権を守り、自由で安全なその人らしさのある生活がおくれるように努めてまいります。

そのためにも、ご利用者本人や他のご利用者などの生命・身体を保護するために、緊急やむを得ないと判断される場合を除き、サービス提供中に身体拘束その他の行動を制限する行為は行いません。

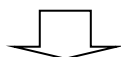
また、たとえご利用者に起因する、いかなる理由があつたとしても、身体的・心理的・性的・経済的な虐待や、介護の放棄などの行為は行いません。

緊急やむを得ない場合とは、次の要件が全て満たされた場合です。

- ① 切迫性：ご利用者本人や他のご利用者などの生命・身体が危険にさらされる可能性が非常に高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に変わる介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること



緊急やむを得ず、身体拘束その他の行動制限を行う場合は、医師、管理者、職員などで話し合ったうえ、ご利用者、ご家族に対して、身体拘束の必要な理由、身体拘束の内容・時間・期間などを説明したうえ、同意を得てから行います。



身体拘束その他の行動制限を行った場合は、観察と記録を徹底し、その必要が無くなった場合には直ちに解除いたします。

1 3. 事故等の発生時の対策

当事業所においてサービス提供中に、事故によるケガや、状態の急変などの緊急事態が発生したときには、速やかにご家族、かかりつけ医、協力医療機関などに連絡し、適切な措置を講じます。

インフルエンザ、食中毒、感染症などが発生した場合も同様です。

また、必要により、秋田県や市町村など関係機関にも連絡し、その指示に基づいて対応します。

事故によりケガをしている場合、または急病・急変の場合には、治療・生命維持のための可能な限りの応急処置を行います。

① 状態の観察

例えば、意識はあるか？ 呼吸をしているか？ 脈はあるか？
手足は動くか？ 顔色はどうか？ など。

冷静に観察するとともに、直ちに看護師を呼びます。

② 応急手当

例えば、意識がなかったら気道確保をします。

また、呼吸も止まっていたら、それに人工呼吸を加えます。

さらに、脈がなければ、心臓マッサージも加えます。

そのほか、状態に応じて応急手当をします。

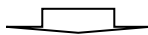
また、必要によっては医務室へ運び、救急救命処置を行います。

③ 二次被害の防止

必要により、避難誘導や現場の保存、対象者の隔離や汚染物の除去などの対策を講じます。



速やかにかかりつけ医と管理者に報告して指示を得るとともに、ご家族に対し詳細を報告し、受診についての希望などをお聞きします。



かかりつけ医の緊急往診または救急病院への救急車による搬送など、迅速かつ最善の措置を講じます。

必要により、消防・警察・保健所や、秋田県・市町村など関係機関にも連絡します。



往診・受診の結果についてご家族に連絡するとともに記録に残し、その後の医師の指示などに従い経過観察を徹底するなど、誠意をもって対応します。

1 4. 災害の発生時の対応

当事業所においてサービス提供中に、火災・地震・その他の災害が発生したときには、人命の安全を第一に、速やかにご利用者などの緊急避難を行うとともに、直ちに所轄消防署や関係機関などに連絡し、被害の軽減を図るべく適切な措置を講じます。

また、必要により、秋田県や関係市町村などにも連絡し、その指示に基づいて対応します。

(1) 災害発生時の任務

火災・地震・その他の災害が発生した場合には、下記の自衛消防隊の任務により対応いたします。

平日の昼間の災害発生時の任務

部 署・班 員	任 務
隊長・施設長	総指揮
副隊長・事務長・防火管理者	隊長の補佐
通報連絡班兼非常持出班 ・事務員 ・管理栄養士 ・介護支援専門員	消防署への通報 施設内への通報 関係機関への連絡 非常持出物品の搬出 休みの職員への連絡
消火班 ・従来棟の男性介護員 ・庁務員	消火作業 排煙窓の開放 非常用電気等の作動
避難誘導班 ・従来棟の女性介護員 ・ユニット棟の介護員 ・介護支援専門員 ・調理員 ・ケアハウス職員 ・デイサービス職員	入居者の避難誘導 利用者の避難誘導 要介護者の救出
救護班 ・看護師 ・看護職員	要救護者の救護 医師・救急車の出動要請

共通確認事項

- ① 災害発生時には、隊長の指揮命令によって、それぞれの任務を行います。
- ② 人命の安全を第一と考え、状況によっては緊急と思われる部署に、重点的に班員を配置します。
- ③ それぞれの任務が終了したときには、隊長に報告のうえ、他の部署に協力します。
- ④ 緊急連絡があったときは、すぐに施設へ急行します。

休日の昼間の災害発生時の任務

勤務職員	任 務
男性職員	現場に急行し、リーダーの指示で消火活動を行います。 そのあと避難誘導を行います。 必要により非常持ち出しに回ります。
リーダー (各棟毎・ 介護員)	現場に急行し、確認後すぐに、非常通報電話と非常放送で 通報連絡を行います。 そのあと避難誘導を行います。
女性介護員	リーダーの指示で、すぐに避難誘導を行います。
調理員	リーダーの指示で、すぐに避難誘導を行います。
看護師	リーダーの指示で、すぐに避難誘導を行います。 必要により救護活動に回ります。
その他	リーダーの指示で、非常持出を行います。

(注) 地震発生時には揺れから身を守ることを最優先します。

(2) 非常通報の体制

非常通報体制は、非常通報装置により所轄消防署への通報と全職員への連絡体制を確保しております。

(3) 近隣との協力体制

養護老人ホーム森山荘と岩城町町内会などに応援協力をお願いしています。

(4) 平常時の訓練

年2回以上、昼間、夜間または夜間を想定した総合（通報・避難・消火）訓練を、ご利用者も参加して実施しております。

(5) 防災設備の概要

消防法及び建築基準法に定められた、火災報知機・スプリンクラー・消火器・屋内消火栓・防火扉・非常口・避難誘導灯・排煙設備・非常用発電機・非常照明・担架などを設置しております。

15. 身体拘束

当事業所においては、緊急やむを得ない場合を除き、サービス提供中に身体拘束その他の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ない場合とは、次の要件が全て満たされた場合です。

- ① 切迫性：ご利用者本人又は他のご利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が非常に高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に変わる介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

緊急やむを得ず、身体拘束その他ご利用者の行動制限を行う場合には、ご利用者及びそのご家族に対して、身体拘束を必要とするに至った態様並びに心身の状況、身体拘束が必要な理由、身体拘束の内容・時間・期間等の詳細を説明し、同意を得てから行います。

身体拘束その他の行動制限を行った場合は、観察と記録を徹底し、その必要がなくなった場合には直ちに解除いたします。

16. 虐待の防止

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止のための指針の整備
- ② 虐待防止委員会及び職員に対する研修を定期的実施
- ③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

当事業所において虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

17. 衛生管理

(1) 飲用水、医薬品、医療器具の管理

ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めています。

また、医薬品及び医療器具については適正に管理しております。

(2) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止

感染症及び食中毒が発症し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じています。

- ① 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ② 感染症対策委員会の開催、結果についての職員へ周知徹底
- ③ 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施

18. 業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時において、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、職員はその内容を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する等、必要な措置を講じています。

19. 事業所利用の際の留意事項

(1) 事故の補償

当事業所においてサービス提供中に生じた損害・事故については、ご利用者、ご家族と事業所双方で協議することといたします。

(2) 居室・設備・器具の利用

事業所内の居室・設備・器具の利用は、本来の用法に従ってご利用ください。

これに反し、故意または過失により損害を与え、無断で建物・設備・備品などの形状を著しく損なった場合は、その損害を賠償するか、原状回復の費用を負担していただきます。

(3) 喫煙・飲酒

喫煙は指定場所に限らせていただきます。

なお、心身の状態により、タバコとライターは事業所で預からせていただく場合があります。

また、医師による指示がある場合は、飲酒をご遠慮いただきます。

(4) 迷惑行為

けんか・暴行・中傷・口論など、ご利用者が他のご利用者などに対し著しく迷惑になる行為を行い、話し合いによっても改善される見通しがない場合には、ご家族と事業所双方で協議し、今後の処置を決めさせていただきます。

(5) 現金等の管理

ご利用者の手元所持金は、おこづかい程度にさせていただきます。

(6) 宗教・政治・営利活動

他のご利用者などに安心してご利用いただくため、一切そのような活動はご遠慮いただきます。

(7) 動物の持込み

ペットの持込みは、事業所の構造上及び衛生上ご遠慮いただきます。

20. サービスの利用開始等

利用は契約書、運営規程、重要事項説明書などに基づき開始されます。

また、契約書などの契約の解除項目に該当する場合は利用を辞退していただくこととなります。

辞退の主な例

- ① ご利用者、ご家族から利用辞退や休みの申し出があったとき
- ② 利用料を滞納したとき
- ③ 他のご利用者に重大な影響を及ぼす感染症等に罹患したとき
- ④ ご利用者本人の行動による他のご利用者などへの影響が大きいとき
- ⑤ 介護認定の更新により介護度が自立と認定されたとき

2 1. 個人情報の保護

(1) 個人情報の保護に関する基本方針

当法人及び当事業所では、ご利用者などの個人情報を適切に取り扱うことは、介護保険事業に携わる者の重大な責務と考えております。

従って、法人・事業所が保有する個人情報に関しては、適正な取扱いをするとともに、個人情報に関する法令、その他関係法令、ガイドラインなどを遵守し、以下の基本方針に基づき個人情報の保護に努めてまいります。

個人情報の保護に関する基本方針

1. 個人の人格を尊重する理念のもと、個人情報の適正な取扱いに関する法令その他の規範を遵守します。
2. 個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
3. 個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
4. 全ての従業員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報を適切に取り扱うよう教育いたします。
5. あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
6. 個人情報の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督します。
7. 個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
8. 本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
9. 個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
10. 個人情報保護のための管理体制および取組みを継続的に見直し、その改善に努めてまいります。

社会福祉法人五城目やまゆり会
理事長 畠山 順太郎

(2) 個人情報の利用目的

当法人及び当事業所が取得した個人情報を利用させていただく項目は以下のとおりです。

なお、あらかじめご利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

個人情報の利用目的

1. ご利用者への介護サービス及び通所型サービスの提供に必要な利用目的

(1) 事業所内部での利用目的

- ① 事業所がご利用者本人に提供する介護サービス及び通所型サービス
- ② 認定調査や介護サービス及び通所型サービスの計画作成に係る業務
- ③ 介護保険事務
- ④ 介護サービス及び通所型サービスの利用に係る事業所の管理運営業務のうち、利用の開始・終了などの管理、会計・経理、事故・緊急時などの報告、ご利用者本人の介護・医療サービスの向上

(2) 他の介護事業者などへの情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所がご利用者本人に提供する介護サービス及び通所型サービスのうち、ご利用者本人が利用を開始・終了する際の、他のサービス事業者・居宅介護支援事業者・地域包括支援センターなどとの連携、照会への回答
- ② ご利用者本人の診療などにあたり、外部の医師との連携、状態の説明、助言を求める場合
- ③ ご家族への心身の状態説明
- ④ 認定調査や居宅サービス計画作成に係る照会への回答
- ⑤ 介護保険事務のうち、審査支払い機関へのレセプトの提出、審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ⑥ 損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談または届出

2. 上記以外の利用目的

(1) 事業所内部での利用に係る利用目的

事業所の管理運営業務のうち、介護サービス及び通所型サービスや業務の維持・改善の基礎資料、施設において行われる学生などの実習への協力、事業所において行われる事例研究

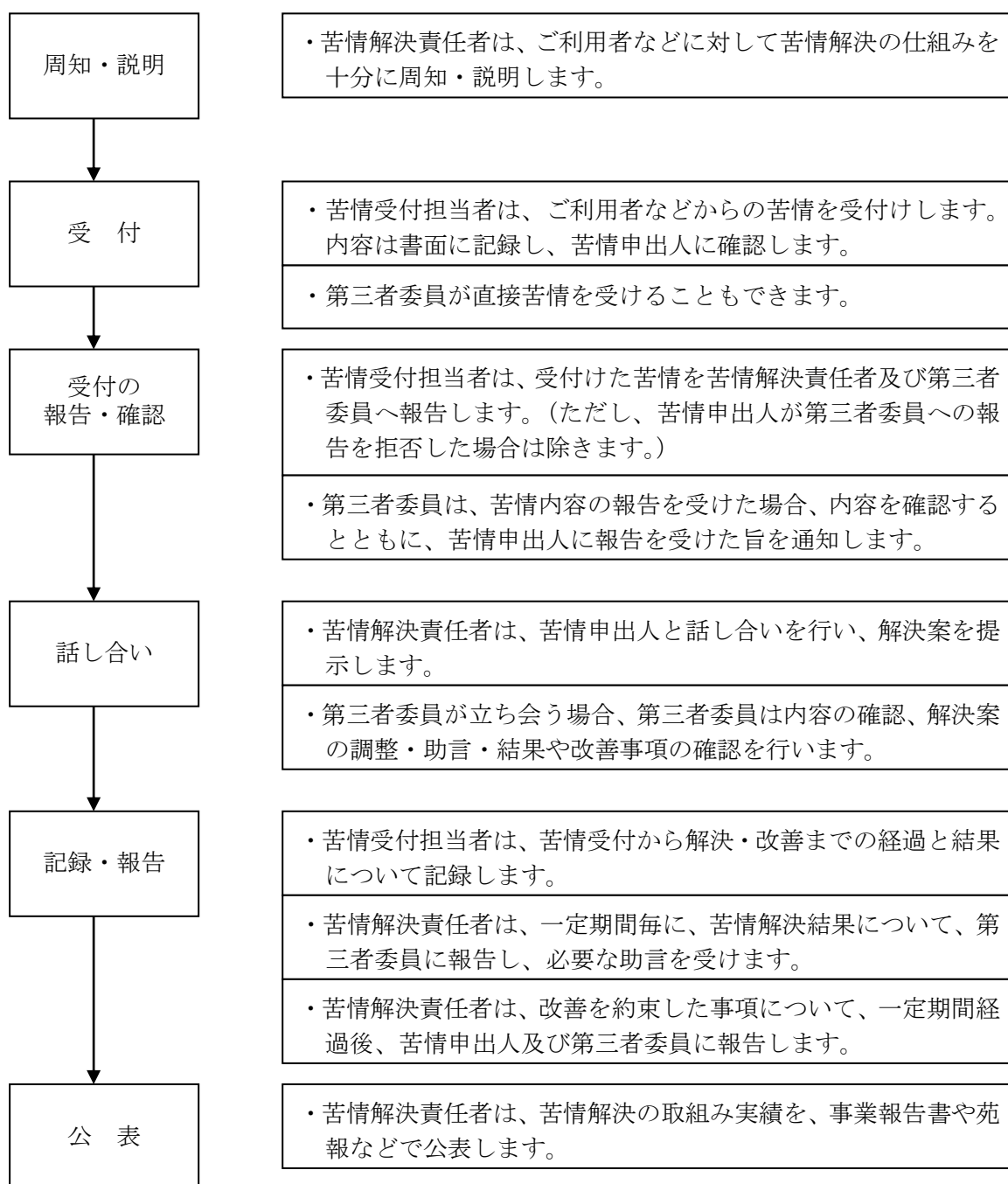
(2) 他の事業者などへの情報提供に係る利用目的

事業所の管理運営業務のうち、外部監査機関・外部評価機関などへの情報提供

2 2. 苦情・相談等の受付

当事業所において提供する介護サービス及び通所型サービスに関する、ご利用者、ご家族などからの苦情・相談・要望などに対しては、受付窓口を設け苦情受付担当者を配置し、適切に対応いたします。

(1) 苦情解決の手順



(2) 苦情解決機関等

苦情・相談・要望などの受付窓口

〒018-1723

南秋田郡五城目町上樋口字樽沢137番地

広青苑通所介護事業所

(特別養護老人ホーム広青苑デイサービス)

TEL 018-852-5400

FAX 018-852-5011

受付担当者 管理者 一関 潤子

受付時間 営業日 8:30~17:30

※問合わせ・見学については、原則、受付時間内の対応とさせていただきます。

苦情解決責任者

特別養護老人ホーム広青苑

施設長 石井 正子

第三者委員

嶋崎 幸喜 TEL 018-875-2876

越高 友子 TEL 018-853-2425

島崎 春美 TEL 018-875-3639

事業所外機関

五城目町健康福祉課 介護保険係

TEL 018-852-5107

秋田県福祉サービス相談支援センター

TEL 018-864-2726

秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL 018-862-3850

※ 事故発生時の連絡先

五城目町健康福祉課 介護保険係

TEL 018-852-5107

秋田県健康福祉部 長寿社会課

TEL 018-860-1361

23. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	1. あり	実施日	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	2. なし		
第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	2. なし		